

関西電力株式会社高浜発電所第4号機の
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

2019年10月 3日（関原発第244号）

補正年月日等：

2019年11月22日（関原発第366号）

2020年 1月17日（関原発第459号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

(2) ポンプ

可搬型

・消防ポンプ

・送水車

・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）

・可搬式代替低圧注水ポンプ

(3) 容器

可搬型

・仮設組立式水槽

(7) 主配管

可搬型

- ・主配管
 - ・主配管（1・2・3・4号機共用）
- 6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

- 7 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備
- (1) ポンプ
 - 可搬型
 - ・可搬式代替低圧注水ポンプ
 - ・消防ポンプ
 - ・送水車
 - ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
 - (2) 容器
 - 可搬型
 - ・仮設組立式水槽
 - (7) 主配管
 - 可搬型
 - ・主配管
- 1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 1 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

蒸気タービン

- 2 蒸気タービンの附属設備
- (3) 給水ポンプ、貯水設備及び給水処理設備
 - 可搬型
 - ・消防ポンプ
 - ・送水車
 - ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）

- (4) 管等
 - イ 主配管
 - 可搬型
 - ・主配管
- 3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

原子炉格納施設

- 3 圧力低減設備その他の安全設備
 - (1) 格納容器安全設備
 - ハ ポンプ
 - 可搬型
 - ・可搬式代替低圧注水ポンプ
 - ・消防ポンプ
 - ・送水車
 - ・送水車（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
 - ホ 容器
 - 可搬型
 - ・仮設組立式水槽
 - ヌ 主配管
 - 可搬型
 - ・主配管
 - ・主配管（1・2・3・4号機共用）
 - 4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
- 2 非常用発電装置
 - (4) 燃料設備
 - ロ 容器

常設

- ・燃料油貯油そう（重大事故等時のみ3・4号機共用）
- ・燃料油貯油そう（4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用）

可搬型

- ・タンクローリー（3・4号機共用）
- ・タンクローリー（1号機設備、1・2・3・4号機共用）

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

4 火災防護設備

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5 浸水防護施設

3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）

1 燃料設備

(2) 容器

常設

- ・燃料油貯油そう（重大事故等時のみ3・4号機共用）
- ・燃料油貯油そう（4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用）

可搬型

- ・消防ポンプ燃料タンク
 - ・送水車燃料タンク
 - ・送水車燃料タンク（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
 - ・ガソリン用ドラム缶（3・4号機共用）
 - ・タンクローリー（3・4号機共用）
 - ・タンクローリー（1号機設備、1・2・3・4号機共用）
- 2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - （1）品質保証の実施に係る組織
 - （2）保安活動の計画
 - （3）保安活動の実施
 - （4）保安活動の評価
 - （5）保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：消防ポンプを送水車に変更する等の変更

6. 申請理由

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、蒸気タービンのうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）の消防ポンプについて、安全性向上の観点から送水車に変更すること等により、要目表他の記載内容の変更を行う。